

情報通信審議会総会（第18回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年2月15日（金） 16時00分～17時10分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席した委員等（敬称略）

委員

庄山 悦彦（会長）、土居 範久（会長代理）、青木 節子、荒川 薫、伊東 晋、大谷 和子、大山 永昭、長村 泰彦、清原 慶子、酒井 善則、坂内 正夫、佐々木かをり、清水 英一、関根 千佳、高橋 伸子、高畑 文雄、竹中 ナミ、辻 正次、土井 美和子、東海 幹夫、徳田 英幸、長田 三紀、根岸 哲、根元 義章、御手洗 顕、村上 輝康、安田 雄典

（以上27名）

第3 出席した関係職員等

(1) 総務省

増田総務大臣、鈴木総務審議官、小笠原情報通信政策局長、寺崎総合通信基盤局長、松本技術総括審議官、中田政策統括官、桜井官房総括審議官、山川国際部長、福岡官房秘書課長、内藤通信・放送法制企画室長、吉田地上放送課長、藤本情報流通高度化推進室長

(2) 事務局

今林 顯一（情報通信政策局総務課長）

第4 議題

1 諮問事項

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について【H20.2.15 諮問第14号】

2 報告事項

ア 分科会、部会の活動報告

イ 地上デジタル放送推進に関する取組状況について

ウ 通信・放送事業者による環境自主行動計画のフォローアップについて

エ APT（アジア・太平洋電気通信共同体）事務局長について

オ 平成20年度組織改正について

開 会

○庄山会長 定刻になりましたので、ただいまから、第18回情報通信審議会総会を開催いたしたいと思います。

本日の出席委員は、29名中27名で、定足数を満たしておりますので、この会を開催させていただきたいと思います。

本日の会議は公開で実施させていただきます。本会議の様子は、インターネットによりまして中継しておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思っております。

初めに、増田大臣にもご出席いただいておりますので、ごあいさつをよろしく願います。

○増田総務大臣 ありがとうございます。

この情報通信審議会の総会への出席は、私はきょうが初めてということのようでございます。ちょうど今、予算委員会が開会をされておりました、先ほどまで答弁をしたりと、行ったり来たりしているものですから、きょうもごあいさつだけで失礼させていただきます。

日ごろから、委員の先生方には大変ご支援、ご指導いただいております。まずは、厚く御礼申し上げたいと思います。特に庄山会長はじめ各委員の皆さんは、大変お忙しい先生方ばかりでございますけれども、いつもお集まりいただいております、恐縮でございます。

きょうは、実はこの後、大きなテーマについて諮問させていただいて、またいろいろなご議論をしていただきたいということで、お願い申し上げるわけでございます。通信・放送の総合的な法体系の在り方という、大変大きなテーマでございます。今、ご案内のとおり、我が国がユビキタスネットワーク社会の構築に向けて、産業界もそうでございますし、学会もそうでございますし、まして私ども行政も、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。これが非常に大きな一つの動きでございます。

もう一つの動きとして、まさに国民の生活そのものを変えていく、非常に生活そのものにかかってくる話でございますが、2011年の地上デジタル波への完全移行、アナ

ログ停波、そしてデジタル波への完全移行という動きもございます。そういったことの中で、ブロードバンド・ゼロ地域の解消ですとか、そうしたことがデジタル波完全移行に向けての非常に重要な条件になってくると思っております。

こうした大きな動きが、今、行われているわけですが、これはまさに我々の一人一人の国民生活を大きく変えていくことにもつながってまいりますし、それから産業界等に大きな変革をもたらすことにもなります。

そういう中で、これはもう一昨年になりますが、2006年9月に総務省で通信・放送分野の改革に関する工程プログラムをいうものをつくりまして、一応今までの歴史的な経緯の中で、放送と通信をそれぞれ別の法体系のもとで規律をしてきたわけですが、それに対しまして、時代の現状というか、今後の時代に合ったような形で、まさに通信・放送の総合的な法体系を構築しなければいけないということで、そのプログラムの中で、2010年の通常国会への法案提出を目指す。

2010年の通常国会への法案提出ということは、2010年1月に通常国会が開催されるということでございますので、2009年には全体の考え方ができ上がっている。今年2008年になりましたので、来年いっぱい、全部それを、考え方を整理して、少なくとも来年の暮れまでに、あらあらの法律の形ができ上がっていなければいけない。そして年が明けてすぐに、国会に最終的な案をお出しするというスケジュールになるわけでございます。そういうスケジュール観で法案提出を目指すことになってございます。

これまでの我々もいろいろな勉強はしてまいりましたが、本日いよいよ、具体的な制度の在り方につきまして、この審議会に正式に諮問させていただいて、こういう公式の場でご議論をさせていただき、いろいろとご指導をいただきたいということでございます。

いうまでもなく、この件はこれからの情報通信社会の発展、そしてそのみならず、我が国の成長力の強化に向けた、大変重要なテーマになると考えております。きょうもちょうど、経済財政諮問会議がありますが、一、二度前の経済財政諮問会議にも、こうした大きな動きについて私から報告をしておりますが、我が国の成長力の強化に向けた極めて重要なテーマにもなり得るといこともございますので、私どもも、大変覚悟を決めて、この問題に鋭意取り組んでいきたいと思っております。

大変お忙しい庄山会長はじめ、委員の皆様方には、大変お手を煩わせて恐縮でございますが、ぜひ活発なご審議を賜りますように、お願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願ひ申します。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。

大臣からもお話がございましたように、ご公務がございますので、これで大臣は退席
されます。

○増田総務大臣　　すみません。それでは、きょうはよろしくどうぞ。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。

(増田総務大臣・報道関係者退室)

議　題

諮問事項

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について

【H20. 2. 15 諮問第 1 4 号】

○庄山会長　　それでは、ただいま大臣からもお話がございました、諮問事項より審議を
行いたいと思っております。

諮問第 1 4 号「通信・放送の総合的な法体系の在り方」につきまして、総務省よりご
説明をお願いいたします。

○内藤通信・放送法制企画室長　　総務省の通信・放送法制企画室長の内藤でございます。

お手元に、資料 1 8 - 1 をご用意いただければと思います。

1 枚目でございますとおり、本日は通信・放送の総合的な法体系の在り方について、
諮問をさせていただき、ご審議をお願い申し上げたいということでございます。

裏面をお開きいただければと存じます。

まず、諮問理由でございます。我が国は現在、ユビキタスネット社会の構築に向けま
して、大臣からもコメントがございましたが、大きく 2 つの施策を展開しているところ
でございます。1 つは、2 0 1 0 年度までに、国民の 1 0 0 % をブロードバンドに接続
させる、普及をさせるということでございます。もう 1 つは、2 0 1 1 年までに、放送
のデジタル化をほぼ完了させるということでございます。

2 つ目の段落でございますが、こうしたことを背景といたしまして、同一のネットワ

ーク、インフラを通信・放送両方に使うといったようなこと、それから放送番組をインターネット、ブロードバンドで配信するといった、いわゆる通信と放送の融合といわれているような形態が、進展してきている状況でございます。先ほど申し上げましたように、2011年に世界最先端の情報通信インフラが完成すると思えば、こういった融合・連携のサービスが一層発展するだろうと期待されているわけございまして、こういったことに制度的にも対応する必要があるということでございます。

3つ目の段落でございますが、こういったことを踏まえまして、現在、総務省におきましては、通信と放送に関する総合的な法体系につきまして検討し、2010年の通常国会への法案提出を目指してございます。したがって、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方について、諮問をさせていただき、2にございますように、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方に関するご答申をいただければということでございます。

3にございますとおり、答申を希望する時期は、来年、平成21年12月ごろ、その上で答申を得られた際には、関連の法案を2010年、平成22年の通常国会に提出することを想定してございます。

次のページは、今申し上げたことをイメージにしたものでございまして、恐縮ですが、委員の皆様のご参考のために、これまでの総務省における検討状況を、参考資料に基づきましてご説明申し上げます。

参考資料の1ページ目をお開きください。

こちらは、融合・連携の進展の状況でございます。先ほど申し上げましたように、ブロードバンド化、放送のデジタル化が進展しているということございまして、数字はあえてご紹介申し上げませんが、ブロードバンドの世帯普及率といいますのは、昨年初めて過半数、50%を超えるといったところまで来ております。

一方、地上放送のデジタル化も着実に進展している状況でございます。これに伴いまして、(2)でございますが、インターネット上で多数の事業者の方々が放送番組といったようなコンテンツを配信し、一方の放送事業者サイドも近年は取組を強化している状況でございます。

融合というものの目に見える特徴というのが、以下の3類型でございまして、まず(3)でございますが、同じインフラを通信と放送が共用するというものでございます。私どもは、伝送路の融合という言い方をしております。ケーブルテレビがこれの代表選

手ということになるかと思えます。3種類の2つ目が(4)の通信・放送の双方、両方に利用できる端末の登場、いわゆる端末の融合といわれているものでございます。ワンセグ対応の携帯電話といったようなものが、代表選手になろうかと存じます。3種類の最後が(5)でございます。通信・放送分野の兼営、資本提携、いわゆる資本の融合といわれているようなもの、こういったようなことが目に見えて進んできているという状況でございます。

1枚開いていただきまして、2ページでございます。

今申し上げましたような状況を踏まえまして、一番上でございますが、竹中大臣のころに取りまとめられました、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」というものでございますが、こちらにおきまして、融合関連ということで、通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得ると、書かれているところでございます。

その後、総務省といたしましても、これも大臣からコメントがございましたが、下から2つ目の●でございますが、一昨年、「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」を策定いたしました。この中で、融合関連ということで、1行下がっていただいて、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化するために、新たに研究会を設置すること、研究会の報告、情報通信審議会の諮問・答申を経て、2010年の通常国会への法案提出を目指すことを打ち出しております。ここでいう、いわゆる研究会と申しますのが、一番下でございますが、昨年12月に最終報告書を公表いたしました、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」でございます。

次の3ページをお開きください。

この研究会の報告書におきましては、一番上のところでございますとおり、現行の法制を「縦割り」から「レイヤー構造」へ転換し、世界最先端の法体系にするということが、提言されてございます。具体的には図の左側でございます。これが現行法制のイメージ図でございますが、縦、横という、かなり本数も多く、非常に入り組んだ形になってございます。これを右半分のように通信・放送といった区分にとらわれずに、コンテンツ、プラットフォーム、あるいは伝送インフラといったような、いわゆるレイヤーごとに規定を再整理、統合いたしまして、一番上にあるような、情報の自由な流通といったようなことを基本理念といたしまして、情報通信法という形で一本化すべきということが提言内容になってまいります。

この報告書はあくまで法体系の大枠、フレームについて一つの提言がまとめられたということでございます。こういったものにつきましても参考にされながら、ご審議を進めていただければと存じます。

なお、一番最後の4ページは、参考までにこの研究会の構成員の方々、あるいは検討内容等をご紹介した資料でございます。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○庄山会長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、皆様方からご意見、ご質問をお願いしたいと思います。どなたからでも結構でございます。

この通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書のメンバーでいらした、村上さん、何かコメントありますか。

○村上委員　　先ほどご説明がございました3ページの全体の構造を示した図表がございましたが、まさに検討の骨格がこのようなものであるのが望ましいという研究会の成果が出ているところです。これを具体的に法律に落とししていく、プロセスでは、多様な検討が必要だということですので、2年弱という期間が、十分なものなのかどうかわかりませんが、できるだけ多角的な検討が行われることを期待したいと思います。

○庄山会長　　今回、これは一つの参考として載せられているわけで、広く皆様方の、国民を含めて大勢の方々のご意見をちょうだいして、方向づけさせていただくことになろうと思うんですけれども、特によろしいでしょうか。

そういたしましたら、本件につきましては、ただいまご説明いただきました内容、先ほど大臣からもお話がございました部分でございますけれども、本件、諮問の審議を進めることにいたしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

本件につきましては、効率的かつ機動的に審議するために、広い分野での専門知識を蓄積している情報通信政策部会におきまして、審議することにはいかがだと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そういう形で期限も決まっているものでもございますので、ぜひそれに向かって、情報通信政策部会の皆様方におかれましては、精力的なご審議をお願いしたいと思います。

なお、本件審議に資するために、伊東委員と根岸委員にも、ぜひこの部会に所属していただくこととさせていただいて、大勢の皆様方の意見を取りまとめた形で方向づけを、ぜひスケジュールに合う形で出していただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ではよろしくお願ひ申し上げます。

報告事項

ア 分科会、部会の活動報告

○庄山会長　それでは、諮問テーマになりました件につきましては、そういう形で進めさせていただきまして、引き続きまして、本日の報告事項のほうに入りたいと思います。

まず情報通信技術分科会の審議状況につきまして、土居情報通信技術分科会長からご報告をお願いしたいと思います。

○土居会長代理　情報通信技術分科会長の土居でございます。よろしくお願ひいたします。

当分科会の審議状況は、平成18年8月の総会にご報告しておりますので、それ以降につきまして、お手元の資料の18-2-1に沿って、ご報告させていただきます。

まず開催状況でございますが、18-2-1を繰っていただきますと、会を追ったものが、要約されたものがお目にとまるかと思ひます。分科会はこの間14回、ITU-R部会は5回、ITU-T部会は3回、開催しております。答申事項は18件ございます。詳細は資料の2ページ目から、今申し上げましたようなことで、掲載しておりますが、時間の関係もございまして、主なものを3件ご報告させていただきたいと思ひます。

まず「放送システムに関する技術的条件」のうち、「地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件」の答申でございます。本件は2011年の地上テレビ放送の完全デジタル化に向け、全国の中継局整備に当たっての技術的条件を検討したものでございます。

次に「電波の有効利用のための技術的条件」のうち、「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件」の答申でございます。本件は、地上アナログテレビジョン放送のデジタル化により、空き周波数となりますVHF/UHF帯の周波数につ

いて、適切な周波数配置などの有効利用方策の検討を行いまして、携帯電話等の電気通信、交通事故の未然防止を目的としますITS、安心・安全のためのブロードバンド移動通信システム等に、周波数を確保するのがふさわしいという結論に至りました。

それから「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「ネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策に関する事項」の答申でございます。本件は、さまざまなIP系サービスの利用拡大の一方で、IP系サービスにおける通信障害などの事故件数が増加傾向にあるなどの状況をかんがみまして、安全・信頼性対策について、ネットワークの管理、設備基準などの対策を取りまとめたものでございます。

以上でございます。

○庄山会長　　ありがとうございました。

続きまして、電気通信事業部会の審議状況につきましては、根岸電気通信事業部会長から、ご報告をお願いしたいと思います。

○根岸委員　　電気通信事業部会の審議状況につきましては、平成18年8月の総会にご報告しておりますので、それ以降の状況ということでございまして、資料18-2-2に沿って、ご報告させていただきます。

前回の報告時以降に審議しました諮問事項は、27件ございます。そのうち20件について、部会で答申を行いました。また審議中の案件が7件ありまして、現在、意見公募を行っているものがございます。詳細は資料2ページに記載しているところであります。

資料18-2-2は7ページまでありますけれども、それが我々が部会で審議している状況の報告であります。答申案件の詳細につきましては、時間の関係がございまして、割愛させていただきたいと思っております。

主なものといしまして、ページ数で行きますと、4ページの(第80回)のところに出ているものであります。接続料の在り方につきまして、現行の長期増分費用モデル、第3次モデルと称しているものですが、適用期間が平成19年度までとされていることから、新モデル、したがって第4次モデルを用いた、平成20年度以降の接続料算定の在り方につきまして、「ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直し」に伴う、いわゆるNTSコストの扱いが検討課題となりましたことから、NTSコストの扱いをはじめ、6項目にわたる検討課題について、調査審議しました。

6項目と申しますのは、今のNTSコストの扱い、新モデルの評価、接続料算定に用いる入力値の扱い、接続料における東西格差、新モデルの適用期間、及び新モデル適用期間後における接続料算定の在り方。この6項目にわたる検討課題につきまして、調査審議の上、取りまとめました、「平成20年度以降の接続料算定の在り方」についての答申をいたしました。

以上でございます。

○庄山会長　ありがとうございました。

続きまして、有線放送部会の審議状況につきましては、根元有線放送部会長からご報告をお願いします。

○根元委員　有線放送部会の部会長の根元でございます。

当部会の審議状況につきましては、平成18年8月の総会にご報告しておりますので、それ以降の状況について報告させていただきます。資料18-2-3に沿って報告をさせていただきますと思います。

まず開催状況でございますが、この間12回開催いたしております。前回の報告時以降、審議した審議事項は21件でございます。そのうち19件につきまして、当部会で答申を行いました。また現在、審議中の案件が2件ございます。

答申案件の詳細につきましては、時間の関係もございましてので割愛させていただきますが、主なものを報告させていただきます。

主なものとしたしましては、「大分県の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請」、及び「中国地域の有線テレビジョン放送業者からの裁定申請」について、審議を終え、各諮問事項に対しまして答申を行いました。

本諮問事項は、大分県の有線テレビジョン放送事業者4社から、それぞれ福岡県の放送事業者の4社に対して、それから鳥取県等の有線テレビジョン放送事業者9社から、それぞれ岡山県の放送事業者1社に対して、山口県の有線テレビジョン放送事業者2社から、それぞれ広島県の放送事業者4社に対しまして、再送信を求めまして、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づきまして、総務大臣への裁定の申請があったものでございます。

当部会におきましては、慎重に審議を行いました結果、「各放送事業者は各有線テレビジョン事業者からの再送信の同意のあった、大分県におきましてはデジタルテレビジョン放送、鳥取県、山口県に関してはアナログテレビジョン放送でございますが、その

再送信の同意をしなければならない旨の裁定をすることが適当」との答申をさせていただいております。

以上でございます。

○庄山会長　ありがとうございました。

ただいまの分科会あるいは部会の3つのご報告につきまして、皆様からご意見、ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

最後の有線放送部会の件については、今お話がございましたけれども、精力的にご検討いただいて裁定をいたしていただいておりますが、各地からいろいろな要請が出てきておりまして、これはそれぞれやっておりますが、何か問題などございますでしょうか。

○根元委員　我々のところで、いろいろご意見もいただきまして、放送事業者の方、それからCAテレビの事業者の方から、いろいろ事情聴取をいたしまして、かなり丁寧なヒアリングを行いまして、問題点を整理して、我々のスタンスとしては、現在の有線放送テレビジョン法にのっとって裁定をしなければいけないというところに立脚いたしまして、問題点を洗い出し、9点ほど問題事項を洗い出しまして、適しているか、適していないか判断をさせていただいたところでございます。

私の感じでございますが、きょう、放送と通信の総合的な法体系の在り方ということもございまして、確かに今の時代、有線放送テレビジョン法を少し考えなくてはいけないような場面もありますけれども、現行法では我々の判断がよいというのが、部会としての判断でございます。

○庄山会長　ぜひこれらにつきましては、できるだけ早くというか、透明性を上げた形でのご査定を、よろしくお願いしたいと思います。

ほかにどなたか、よろしゅうございますか。

それでは、委員の皆様方には、大変多岐にわたりましたの調査でありますとか、審議事項、積極的かつ精力的にご審議いただいております、まことにありがとうございました。また、今もちょっとお願い申し上げましたが、審議が継続しているような事項につきましては、引き続きご審議のほどを、よろしくお願いたしたいと思います。

イ 地上デジタル放送推進に関する取組状況について

○庄山会長　それでは、次のテーマに移らせていただきまして、地上デジタル放送推進に関する取組状況につきまして、総務省からご説明をお願いしたいと思います。

○吉田地上放送課長　総務省地上放送課長の吉田でございます。

ご説明させていただきます。

地上デジタル放送に関しましては、情報通信政策部会、地上デジタル放送推進に関する検討委員会、いずれにおきましても、精力的にご議論をいただきまして、今まで4次の答申までをいただいているところでございます。昨年8月にいただきました答申、1ページをごらんください。

ポイントだけ書いてございますけれども、赤い、送信側の対策をしっかりとやること、緑の部分にございますように、受信側の対策をしっかりとやること、青い部分にございますように、そのための周知広報をしっかりとやることという、3本柱に基づきまして、2011年の地上デジタル放送への完全移行への取り組むべき事項というものを、昨年8月に答申をいただいたところでございます。

それ以降の私どもの取組の中心といたしまして、ご説明をさせていただきます。

まず3ページをごらんください。

市町村別ロードマップということで、答申の中におきまして、視聴者が自分の住んでいる地域において、地上デジタル放送を、いつ受信できるようになるのかということなどにつきまして、容易にわかるような情報を提供することをきちんとやっていくようにという答申を、いただいているところでございます。それに基づきまして、私どもは昨年の9月に、市町村別のロードマップを発表いたしました。

資料が細かくて恐縮でございますが、これを全市町村別に、現在アナログ放送を受信している世帯数、それらにつきまして、2006年、2008年、2010年の時点で、電波でどれだけカバーできるかという世帯数、あるいは共聴施設を改修しなければならない世帯数、あるいは中継局の建設のめどが立っていない世帯数、あるいはアナログ、デジタルの電波のとびかたの違いにより、現在のままほっておいたら、デジタルテレビが見られなくなる可能性のある世帯数などにつきまして、市町村ごとにつくりましたリストを作成し、公表したところでございます。

当然、これは公表しただけではございませんで、私どもにございます総合通信局を通じまして、各都道府県あるいは市町村に対しまして、現在のデジタル放送の取組状況、皆様方の市町村におきましてはどのような状況にあるかということの説明し、またそれに

基づきまして、例えば先ほど申しました、アナログ、デジタルの電波のとびかたの違いにより、このままほっておいては見られなくなる可能性のある世帯につきまして、それをどうやって減らしていくかということにつきまして、個別に相談を鋭意進めているところでございます。

なお、この市町村ロードマップを集計いたしますと、中継局などが建設のめどが立っていないところ、あるいは先ほど申しましたデジタルが届かない可能性のあるところを、単純に集計いたしますと、NHKの場合で約30万世帯、民放におきまして約60万世帯でございます。このまま2011年を迎えるということは決してございませんで、30万世帯あるいは60万世帯を、これから3年半かけて、さらに減らしていく努力を行っていくことによって、デジタル放送が全国でござらんいただけるような努力を、私ども、あるいは放送事業者、あるいはその他関係の皆様と一緒にやっていくということでございます。

4ページ目をごらんください。

答申の中で、きちんと体制を整備する、あるいは政府全体としての取組が行われるようになるべきだというご指摘をいただいております。それに基づきまして、まず総務省内におきまして、地上デジタル放送総合対策本部を、総務大臣を本部長として、昨年9月に設置し、総務省としてまずできることは何があるかということ、全局を横断的に、議論を行っているところでございます。

6ページ目をごらんください。

デジタル放送は、今までは総務省を中心に取り組んでまいりましたが、総務省だけで取組が完結しない事項もあるので、関係省庁も含めまして、政府全体としての取組ということ、提言いただいておりますので、それに基づきまして、昨年9月に、内閣官房に関係省庁連絡会議を設置いただきました。

6ページをごらんいただきますように、ほとんどの省庁にこういう形で参画いただいております。例えば7ページにございますような課題について、議論を進めているところでございます。8ページにございますように、これまで4回の会合を開催いたしまして、アクションプランを本年6月までにつくっていかうということで、議論を進めているところでございます。

9ページ目をごらんください。

衛星によるセーフティネットということで、答申の中でも、先ほど申しました、市町

村別ロードマップにより、このままほっておいてはデジタル放送が届かなくなる可能性のあるところを、減らしていく努力をしております。ただそれがゼロになることは非常に難しいと想定しております。したがって、2011年時点で地上デジタル放送が受信できない地域におきまして、BSを通じまして、NHK総合・教育あるいは在京キー局の5社の番組を流しまして、それによりまして、難視聴となってしまうようなところに、暫定的にごらんいただくという対策を考えております。

ただ、地上放送は、当然、地域の情報を送ることが必要でございますので、これをもって地デジが完成とは、決して考えてございません。ただ、先ほど申しました30万、60万というのを、どんどん減らしていったといたしましても、どうしても2011年までに間に合わないところが出てくる。そういう地域につきまして、引き続き地上系による放送を届けていく、地域の情報を届けていくという努力を行っていくにしても、その間の時間を少しいただくという意味で、これは緊急避難的な措置と位置づけております。

その行い方につきましては、10ページのような実施主体、あるいは実施期間として、5年間を目途に基本として行いまして、その期間に地上系による放送を送り届ける努力を行うことを前提といたしまして、こういうセーフティネットを実施していく原案を、委員会にお出しいたしまして、ご議論を進めていただいているところでございます。

11ページをごらんください。

答申におきまして、簡易なチューナー等が市場に出回るための取組ということで、受信側の取組としてご提言をいただいているところでございます。

それに基づきまして、昨年12月に簡易なチューナーに関する仕様、つまり今現在あるアナログテレビを使い続けたい、もちろんデジタル放送はハイビジョンであるとか、あるいはデータ放送であるとか、デジタル放送の特色を生かした放送メリットを国民の方々に享受いただきたいということが基本にはございますが、一方で、例えば今アナログテレビは引き続き使える、それを使い続けることをご希望なさる方もいらっしゃるでしょうし、あるいは1台目はデジタルテレビになったとしても、2台目、3台目の寝室にあるテレビは、今のままでいいんじゃないかという方もいらっしゃるでしょう。

いろいろなニーズがあることを前提といたしまして、もちろん地デジのメリットをアピールしつつ、デジタルへの変換にも取り組んでいくんですが、アナログテレビを使い続ける方のために、簡易な形で今のアナログテレビを使い続けていただくことが簡単に

できるようにしていこうということで、ただその場合に、どのような仕様が最低限あればアナログテレビを使い続けるためのものとして十分であろうかということ、関係者と議論いたしまして、このような必要最小限の仕様ガイドラインをまとめているところでございます。これに基づきまして、簡易なチューナーが、さらに取組が加速されていくことを期待しているところでございます。

12ページをごらんください。

昨年の8月の提言の中には、中継局整備であるとか辺地共聴施設につきます国の支援についてもご提言をいただいております。特にこれらの支援措置につきましては、19年度予算において一部取組が行われておりましたけれども、いろいろな審議会の議論の中におきまして、その仕組みが不十分ではないかというご指摘もいただいたところでございます。それを受けまして、平成20年度予算要求におきましては、私どもといたしまして、不十分な部分を改善すべく予算要求を行ってまいりました。

その結果、現在、国会に提出しております予算案におきましては、中継局整備支援におきましては、例えば事業主体を多様化するであるとか、補助率の引き上げ、あるいは13ページにございます辺地共聴施設の整備におきましては、例えば辺地共聴といいましても、必ずしもいわゆる過疎、辺地に指定されているような条件不利地域に限らないということで、そういう地域限定を行わない。あるいは辺地共聴施設を設置しているのが、地元の住民でつくります共聴組合がやっております場合が多うございますので、事業主体として共聴組合を追加するというような制度的な改善を行いまして、平成20年度から22年度にかけまして、3年間で、先ほど中継局の建設のめどが立っていないところがあると申し上げましたが、全局をなんとかつくる計画を、現在、放送事業者とともにつくって検討を進めているところでございますし、あるいは辺地共聴施設の改修も進めていきたいと思っております。

14ページでございます。

検討委員会におきましては、現在の課題につきまして、種々ご議論をいただいております。12月以来、検討をやっていただいております。本年6月ぐらいに検討委員会で答申の枠組みをまとめていただければと考えてございます。

以上でございます。

○庄山会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願い

したいと思います。

1 ページに、アナログ終了時期の19年3月末の調査があります。認知度60.4%、これはどういうインターバルで調査するんだったんですかね。

○吉田地上放送課長 これは現在、今年の2月から3月にかけて、再度調査を行うということで、準備を進めているところでございます。

○庄山会長 そうすると、3月末か4月か、そのぐらいにはどのぐらい認知度が上がったと期待されておられますでしょうか。

○吉田地上放送課長 もちろん、限りなく100%に近づきたいというのがございますけれども、まさに我々の周知広報の成果が問われるところだと考えてございます。

○庄山会長 ぜひ、毎回お願いしていることなんですけれども、停波というのは初めての経験でもあるので、よくよく皆さん方の認知度を上げておかないと、大変なことにならないようにしなければということなので、みんなで協力し合って、これをやっていかなくてはいかんと思うんですが。

もう一件の、30万、60万の話は、この後のスケジュール的にはどういうイメージで、今、お考えなんでしょうか。

○吉田地上放送課長 市町村別ロードマップをまとめさせていただきまして、それに基づきまして、昨年末までかけまして、かなりの市町村、都道府県にご説明をいたしました。その中で、30万、60万といっても、固まっているわけではなくて、点在しております。市町村によってばらつきがございます。例えば60万のうち何万とか、市町村単位では何千とか、どんなに多くても何千で、普通は何百くらい、あるいはもちろんゼロのところも多うございますけれども、多いところを中心にそこがどういう形でやっていけるかということ、私どもも検討していきますし、あるいは市町村とも相談させていただきながら、やらせていただく。ただ、そのうちの30万から60万のうちの中継局整備のめどが立っていないようなところにつきましては、来年度予算以降にございませぬ整備支援措置を用いまして、なんとか中継局の整備のめどを、できる限り今年度中につけたいと考えております。

我々の支援措置、あるいは市町村とどういう形でデジタル放送を届けられるかという相談、あくまでこれはコンピューターシミュレーションですので、実測とかそういうことも行って、実際にどのぐらいの電波の強さで出ているかということをはかたりもしなければなりませんので、そういうことも含めて取り組んでまいりたいと考えております。

す。

○庄山会長　　よろしく申し上げます。

どなたか、いかがでしょうか。どうぞ。

○高橋委員　　視聴者の理解醸成という点では、かなり難航が予想され、心配でございます。認知率の向上だけが、理解のバロメーターではないと思うんです。理解から一歩進めて、納得を得ていくことが必要だと思っております。

また、世帯のカバー率がアップするだけでは、受信機の世帯普及率が上がるわけではなくて、ここもまさに理解、納得と密接に関係していると思います。ですので、1ページに出していただいている、世帯カバー率、受信機世帯普及率、アナログ終了時期の認知率、この3つだけではなく、もっときめ細かい手当が必要なんです。国民1人1人が、自分がいつ、何をしなければいけないのか、そのためにどんな負担が生じるのか、その負担も、経済面だけではなくて、切りかえの手間暇と、今までできたことができなくなったりするデメリットの面も、きちんと知らせていく必要があると思います。

先ほど、有線放送のお話もございましたが、セーフティネットとして衛星によるカバーを行う場合に、地域の情報が送れないという問題について、いつそれが解決するのかが示されていないわけです。NHKの基幹放送、それも首都圏向けのもののみで、民放は在京キー局の番組しか見られず、コマーシャルは当然首都圏向けのものになってしまうことに関して、九州の方とか、東北、北海道の方が納得されるのかどうか、私はそこが非常に心配でございます。

ですので、各地の消費者とか、放送局の理解がどこまで得られているのか、私は委員として、東京にいて、そこがよく見えないんですね。ですので、アナログテレビを使い続ける人のための簡易なチューナーの問題も、実際に使おうとしている人がそれで納得するかどうかという問題も含めて、もう少し精緻な調査をかけて、皆さんの理解から納得へというところの試みをしていただきたいと思います。

以上です。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。

何か。はい、どうぞ。

○小笠原情報通信政策局長　　いずれにしましても、高橋委員のご指摘は大変重要なお指摘でございます。

中継局の整備、その他いわゆる送信側の措置というのは、予算措置も含めまして、こ

れまで一生懸命取り組み、これからもやらなくてはいけません、これから大事なことは、受信者側への対応、ご説明、広報あるいはご相談、あるいは支援、サポートといったものが需要でございます。今年前半の情報通信審議会、地上デジタル放送推進に関する検討委員会のご検討は、ぜひそこを中心にご議論いただきまして、有益なご提言をちょうだいしたいと思います。

私ども政府としても、できる限りのことをやる決意でございます。これは増田大臣からも非常に強くご指示いただいております。各都道府県、市町村の方々とも、ご相談しながらやりたいと思います。また放送事業者、あるいはメーカーといった方々のご協力もいただきながら、ある意味では国民運動的な取組が必要ではないかと思っております。そういう意図も込めまして、審議会の先生方のより一層のご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。

○庄山会長　ほか、よろしゅうございますか。

それでは、今の貴重なご意見を参考にして、ぜひ成果が上がるような形でお願いしたいと思います。

ウ 通信・放送事業者による環境自主行動計画のフォローアップについて

○庄山会長　それでは、次のテーマに移らせていただきます。通信・放送事業者による環境自主行動計画のフォローアップということで、本件につきまして、総務省よりご説明をお願いいたします。

○藤本情報流通高度化推進室長　それでは、資料18-4の、通信・放送事業者による環境自主行動計画のフォローアップにつきまして、報告させていただきます。

私は情報流通高度化推進室長の藤本と申します。

では1ページ目をごらんいただきたいと思います。

本フォローアップの背景でございます。総務省におきましては、地球温暖化対策に関する通信事業者、あるいは放送事業者の自主行動計画につきまして、これまでの関係各答申決定、平成10年5月の郵政省の当時の電気通信審議会の答申、あるいは一昨年の地球温暖化対策推進本部の決定ということで、関係審議会において、それぞれ民間の事業者の自主行動計画の策定をフォローアップしていこうと、うたわれておりますので、それに基づきまして、平成11年度より毎年1回、通信事業者・放送事業者の自主行動

計画のフォローアップを当審議会におきまして、させていただいておるところでございます。

続きまして、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

このような形で今までフォローアップを行ってきておりますけれども、本年は京都議定書の約束期間が始まる年ということでもございまして、これまでは事業者ごとに自主行動計画を策定するというのを要請してきたわけでございますが、今は政府全体で京都議定書の目標達成計画の改訂を進めておりまして、今年度末には改訂が出される予定でございます。

昨年来、地球温暖化対策推進本部等におきまして、その見直しに関する議論が行われてきておりますけれども、下の枠組みの中にございまして、これは昨年10月の地球温暖化対策推進本部の決定でございまして、目標達成計画の見直しに向けた基本方針ということで、自主行動計画の部分につきましては、下線を引かせていただいておりますが、数値目標の設定というところで、通信・放送の業種ということで、これまで事業者ごとに数値目標の設定を要請しておりましたけれども、やはり業種全体あるいは団体として、統一的な目標を設定してほしいという要請がございまして、総務省から通信・放送業界6団体に対しまして、団体としての数値目標の設定を要請してきたところでございます。

続きまして、フォローアップの結果ということで、3ページ目をごらんいただきたいと思います。今、申しあげました団体としての統一的な数値目標につきましては、この表のとおり、通信・放送業界の各6団体が、多様な、事業規模の異なる会員がいる中、それぞれの事業形態や、あるいは地上デジタル放送のサイマル放送という、いろいろな状況も加味しながら、団体としての統一的な数値目標を昨年11月から先月1月の間にきっちりと設定していただきました。団体としてのこのような目標が設定されたということで、来年度から、実際の計測が始まりますので、その確実な達成に向けた取組の推進が期待されるところでございます。

続きまして、4ページ目が、これまでの本審議会でのフォローアップと同じでございますけれども、各事業者レベルでの自主行動計画でございます。ただ、これは昨年11月から12月の期間にかけまして、各団体を通じて、会員事業者にアンケート調査させていただいた結果でございまして、先ほどの団体としての統一的な数値目標の設定という時期以前のものでございます。結果的には、合計の欄をごらんいただきたいと思いますが、1,014の会員事業者に対しまして、自主行動計画を策定しているの

は216事業者という状況でございます。数値目標を有している事業者数は108ということで、おおむね昨年のフォローアップと同じ状況でございますけれども、今後、団体としての目標も設定されたということもございますので、より多くの事業者が環境自主行動計画の策定と公表をしていただきまして、社会的な要請にこたえていただくことが期待されるところでございます。

5ページ目と6ページ目は、今回のアンケートを通じましての参考でございますが、5ページ目は事業者ごとの数値目標の例ということで、幾つかの事業者の例を挙げさせていただいております。6ページ目は各団体における数値目標以外の取組の例を挙げさせていただいております。放送事業者におきまして、国民に対するいろいろな普及・啓蒙ということで、環境に関する番組やスポットのCMを放送しているところに下線を引かせていただいております。

簡単でございますが、通信・放送事業者の環境自主行動計画フォローアップにつきましての報告は以上でございます。

○庄山会長　　ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

どうぞ。

○御手洗委員　　私は結構長い間、環境に携わってきているんですけども、この自主行動計画というのは、多分、加入者側の端末の消費電力とかそういうのが含まれていないと思われるんですね。ケーブルにしても何にしても、ユーザー側からすると、与えられた機器を家庭に設置してそのまま使っているわけで、本来こういう計画を全体で減らそうというときには、加入者側に設置した端末まで含めて、何%削減という目標をしていただければありがたいなと思うんですね。

特に、最近IPフォンだとか新しいものに、通常の電話から切りかわってきている。そうすると、光モデムだとか電話とのインターフェースのアダプターだとか、まず2つの機器が余分に追加されて、一つ一つ見ると二十数ワットのものでございますけれども、2つ合わせると四十数ワット。そしてインターネットだけ使うのでしたら、使うときだけ電源を入れればいいですけれども、電話として使用することになると、24時間つけっぱなしで、四十数ワットのをそのままつけっぱなしにしますと、1カ月で30キロから40キロ余分に電力を食う。電気代に直すと七、八百円から千円くらいかとは思うんで

すけれどもね。宣伝上はI Pフォンにすると安くなるよと言っているけれども、電気代は含まれずに言っている。

その問題はともかくとして、世帯数というのは、I Pフォンにこれから全部切りかえるかというふうなものですから、この状況でI P化がずっと進むと、今6%削減の非常にネックになっているのは、民生用が大きく増えているということですが、こういうことについては、事業者と契約したら、そこが持ってくるものを使うので、使用者側としてはどうしようもない問題なので、ぜひ放送事業者も含めて通信事業者の人たちが、そういう機器まで含めた削減計画というのをぜひつくるようにご指導いただけたらと思います。

○庄山会長　どなたか、あるでしょうか。

○藤本情報流通高度化推進室長　今の件につきまして、ご指摘のとおり、マクロで、トータルでCO₂排出という点は考えなくてはいけないと思っております。今、研究会を開催させていただいております、地球温暖化問題を考えたときの、ICT政策の在り方ということで、本年の4月を目途に報告書をいただく予定でございますけれども、その中では、単に事業者の部分だけを見るのではなくて、家庭側に設置されるユーザー側の装置まで含んだ、トータルの電力使用量、あるいはエネルギー使用量というのを、マクロ的にとらえようとしております。また、家庭側におきましても、省エネ効率の高い通信機器を選ぶためのインセンティブの付与とか、そういったうまい形でエネルギーの省エネ化というのが図られるようなご提言を、ぜひいただきたいということで、今、研究会も進めておるところでございます。

○庄山会長　ぜひ、これは非常に今、世界的にも大きな問題になりつつあるところなので、前向きにとらえていただきますように、お願いしておきたいと思っております。

ほかはどなたか、よろしいでしょうか。

○山川国際部長　すみません。国際部長でございます。

今のICTと環境の関係でございますが、世界的にも、私どもが関係しますITU・国際電気通信連合でも大きな関心を引いておりまして、今年4月15、16になりますが、京都でICTと気候変動に関するシンポジウムというのを、ITUと総務省の共催で開催を予定しております。そこでICTと環境に関する議論をしていただきまして、こうした議論をさまざまな世界的な会議、今年OECDの閣僚会議もございまして、洞爺湖サミットもございまして、そういったところで広くご議論をしていただ

ければと考えているところでございます。

エ APT（アジア・太平洋電気通信共同体）事務局長について

○庄山会長 それでは、次のテーマに入りたいと思います。APT（アジア・太平洋電気通信共同体）事務局長互選につきまして、総務省からご説明をお願いします。

○山川国際部長 引き続きまして、国際部長の山川でございます。年末年始が挟まりましたおかげで、時期的に少しおくれてしまいました。APT（アジア・太平洋電気通信共同体）の事務局長選挙の結果についてご報告をいたしたいと思います。

APTはアジア・太平洋の電気通信の国の集まりでございます。右下の地図を見ていただきますと、これだけの国が、全部で34でございますが、加盟しております組織でございます。ITU・国際電気通信連合は全世界で191ほどの国が加盟しておりますが、おおむね6つの地域に分かれております。アメリカ、ヨーロッパ、ロシア、アフリカ、アラブ、それからアジア・太平洋ということでございまして、そのアジア・太平洋部門になります。

今後、私ども日本が国際標準化をはじめとする国際戦略を展開していく上で、こうしたアジア・太平洋電気通信共同体への取組は非常に重要になってくるというふうに認識をしておりますが、そのAPTの事務局長、事務局次長の選挙が、昨年11月27日から30日の間、韓国において開かれまして、事務局長に、日本が擁立いたしました山田俊之氏が当選いたしました。満票で当選をさせていただいております。なお、事務局次長には、クライソーン・ポーンスティー氏、タイの方でございますが、当選しております。この方は、元のタイの情報通信技術省の事務次官でございまして、国家立法議会の議員でもございます。

山田事務局長の任期は、通常の任期は3年なんです。今年に限りましては規約の改正がございました影響で、任期は1年ということになっておりまして、今年の秋の総会で再度、事務局長、次長選挙が行われる予定でございます。したがって、今年の秋に向けまして、山田事務局長の再選に向けて私どもとしてはなお頑張っておるというふうにしております。

以上でございます。

○庄山会長 ありがとうございます。

何か、ご質問、ご意見は。

ぜひご活躍いただきますように、お願い申し上げます。

オ 平成20年度組織改正について

○庄山会長　それでは、最後に平成20年度の組織改正につきまして、総務省からの説明をお願いいたします。

○福岡官房秘書課長　官房秘書課長の福岡でございます。

来年度の総務省の組織改正の中で、情報通信の関係で比較的大きな組織改正が、昨年末に政府案として決まりました。また当審議会にも関係する部分もございます。その2点をあわせまして、ご報告させていただきます。

資料18-6でございます。

1枚お開きいただきまして、情報通信国際戦略局（仮称）ということで、これはまだ確定してございませんが、これを新設するというところでございます。特に、1、2年ほど前から、我が国の情報通信産業の政策等、行政等を行っていく上で、国際競争力の強化を意識して進めなくてはいけないということが、指摘をされるようになってきております。また、政府部内におきましても、経済財政諮問会議の場でもそのようなものが取り上げられております。

今回、それにこたえるような形で、資料1ページ目の下半分でございますが、国際競争力の強化戦略というものをつくっていく、またもちろん局としても展開をしていくというような仕事。それから、名称は国際戦略局となっているわけでございますが、特に海外に出て行くことばかりではなくして、我が国におけます国内市場においても、国際競争力と国内市場での競争の在り方は、表裏一体といった部分もございます。また、きょう諮問をさせていただきましたような、通信・放送の融合・連携に対応した制度整備といったようなことも、戦略的に進めていく必要があるというようなことで、イメージでございますが、今申し上げました2点のようなものを、総合的に戦略をつくって推進していく局をつくっていくということでございます。

2ページ目に、組織の大きな変更図がございます。時期は今年の8月1日を想定してございます。今申し上げました、情報通信国際戦略、右上にございます。標準化戦略といったようなことも関係してまいりますので、技術関係の各課、それから国際関係の課

も含めた局をつくろうというものでございます。真ん中にございます、情報流通行政局、これも名称が仮称で変更を想定しておりますが、今の情報通信政策局が行っております放送関係の業務、行政分野、それから情報流通関係ということで、コンテンツの振興とか地域の情報化といったようなもの、それから当然ながら新たな組織をつくり出す際には、スクラップ・アンド・ビルドというものが大原則でございますので、国際戦略局をつくるに当たりましては、郵政行政局をスクラップということにいたします。この郵政行政局を郵政行政部という形で、新たなこの情報流通行政局の中で一体的に推進していくというものでございます。残りの、総合通信基盤局は電気通信事業部、電波部で、国際部が新局に移りますが、その他は変わらないという構図でございます。

次の3ページ目は、今申し上げましたようなことを各局の業務の分担ということでお示したものでございますので、中身は省略させていただきます。

続きまして、審議会関係でございます。4ページに見直しの基本的な考え方というのがございます。ご案内のとおり、現在は、分野別に情報通信審議会と郵政行政審議会があるわけでございますが、今回、これを機に、審議会の所掌事務を、基本的政策を審議いただく型のもの、法施行型のものという形で分類をさせていただければということでございます。

具体的には最後の5ページに、字が細かくて恐縮でございますが、展開図がございます。右側が新たな体制でございます。名称は特に変更することはなく、情報通信審議会、当審議会でございますが、継続するわけでございますが、内容面では、実はこの審議会は、従来から郵便事業や郵便局の在り方に関する在り方といったものをご担当いただく審議会でもございました。現実には再度ご審議いただくことはあまりなかったわけでございますが、これを引き続き、基本的政策審議ということで、ご担当いただきます。情報通信技術分科会というものも変わりません。

ただ、左側に赤の点線枠で囲っております業務、有線テレビジョン放送法でございますとか、電気通信事業法でございますとか、それらのまさに個別の許認可、あるいは省令のご審議といった法の施行に係る部分を、右下の新たな、通信・郵政行政審議会という、これも仮称でございますが、そちらに移させていただいて、郵政行政に係る施行事務とあわせて、こちらのほうで審議をいただく形に見直しをさせていただくということでございます。

なお、資料には書いてございませんが、定数は従来どおりそれぞれ30名ぐらいとい

う形で設定されております。

簡単ですが、以上でございます。

○庄山会長　　ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、何かご質問、ご意見は、よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

閉　　会

○庄山会長　　以上で、本日の予定されました議題は終了でございます。

予定いただきました、委員２９名中２７名全員、ご参加いただきまして、ほんとうにありがとうございました。今後とも、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで何か委員の皆様からございますか。

特にないようでしたら、事務局から何か。

○今林情報通信政策局総務課長　　この後、引き続き、この会議室におきまして、情報通信政策部会を開催させていただきます。政策部会にご出席いただける委員の皆様は、この会議の終了後もそのままご着席をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○庄山会長　　それでは、本日の第１８回情報通信審議会総会を終了とさせていただきます。次回の総会の日程等につきましては、別途、確定になり次第、事務局からご連絡を差し上げますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。